

減価償却の方法

Q 決算期末が近づいてきましたが、決算期末の会計手続きとして固定資産の減価償却の計上があります。以前は法人税の損金計上のための減価償却と理解してきましたが、最近は適正な損益を計上する見地から、固定資産を有する限り、法人税の課税所得の有無にかかわらず計上しなければならないと聞いています。その減価償却の計上に当たっては、償却方法の選択により償却計算を行うことになりますが、どのような選択があるのでしょうか。

A 固定資産の減価償却の方法は、定率法・定額法その他の方法に従い、会計上毎期継続して適用し、これをみだりに変更してはならない。減価償却は、固定資産を事業の用に供したときから開始する。

減価償却計算における耐用年数及び残存価額は、その資産の性質・用途・使用状況に応じて合理的に決定すべきであるが、一般的には法人税法に定める耐用年数及び残存価額により償却限度額をもって企業の計上すべき減価償却額としている。

償却方法の選択

法人税法に定める償却方法の選択には次の方法があるが、会計上も一般にはこの選択にしがっている。

資産の区分	選 定 方 法	法 定 方 法
建物	定 額 法	
建物附属設備	定率法 又は 定額法	定率法
機械装置		
車両運搬具		
工具器具備品		
無形固定資産（営業権を除く）	定 額 法	
営業権	5年間均等償却	

少額減価償却資産の取扱い

会計上少額減価償却資産を使用開始時の一時の費用とすべきか、或いは減価償却資産として計上し減価償却の手続きにより毎期の費用に算入すべきかの選択については、重要性の原則により判断する。

一般的には、次の法人税法の定めにしたがい、取得資産の性質・用途・使用状況により費用計上の方法を選択し、その限度額を費用として計上する。

区 分	範 囲	法人税法上の 損金算入方法	根拠条文
少額減価償却資産	使用可能期間が1年未満 又は取得価額10万円未満	全額使用開始時 損金算入	法令133
一括償却資産	取得価額20万円未満	3年間均分償却	法令133の2
中小企業者に対する 特例	取得価額30万円未満 (平成15年4月1日から 平成18年3月31日までに 取得した資産に限る)	金額損金算入	措法67の8

(注) 中小企業者に対する特例を適用するに当たっては、税務上「減価償却資産の償却額の計算に関する明細書」の「備考」欄に、次のような記載を要する。

「取得価額30万円未満の減価償却資産については、措置法67の8の規定を適用し、その合計額は 円であり、その明細書は別途保管している」